

## 令和5年度 事業計画

### 1. 使 命

社会福祉法人芽室町社会福祉協議会は、町民と共に地域福祉を推進する団体として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民が主体となり、思いやり・支え合う「地域共生社会」の“まちづくり”の実現を使命とします。

### 2. 基本方針

「地域共生社会」の実現には、地域福祉の推進が必要不可欠となります。

具体的には包括的な支援体制の整備の実施であって、それを推進するために重層的支援体制整備事業が新設され、あらゆる分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することが求められてきています。

このような情勢の中、令和5年度は本来の社会福祉協議会の目的に立ち返り、住民ニーズ基本の原則、住民活動主体の原則に基づき、新たに第6期地域福祉実践計画を年度内に策定します。先に策定されます芽室町第5期地域福祉計画とさらに連動し進めて参ります。

「困ったときは社協へ」をキャッチフレーズに相談支援体制を整備し、ニーズを丁寧に把握し、地域住民をはじめとし関係機関との関係づくりによって、「個別支援」と「地域支援」の両輪の支援活動を展開し、包括的な支援体制づくりを推進していきます。

#### (1) つながりと支え合いと助け合いの地域づくり

- ・福祉教育と地域福祉の普及

##### 【社協の見える化と地域福祉活動の推進】

広報誌、SNS等を通して、芽室町社会福祉協議会の事業、活動を発信し、地域住民に向けて福祉情報の啓発・周知を行うとともに、地域福祉課題が「我が事」として主体的・自発性を促すために福祉教育を推進します。地域住民が主体的に地域課題を把握・解決する体制を整備します。

子どもに対しても、福祉への理解を深めるための福祉教育を行います。

##### 【地域福祉ネットワーク会議】

複雑化・多様化する地域課題に対して、地域を支える町内会行政区、民児協、社協など様々な団体が互いの活動や課題を共有し、問題解決に向けた連携を図るための話し合いの場を創り、会議・研修などの機会をつくります。

##### 【地域福祉活動支援】

地域福祉活動への助成や物品貸出しなどで支援を行います。

#### 【子どもから高齢者、障がい者のイベント・交流・活動】

コロナ禍でより一層、人と人とのつながりが希薄化してゆくなかで今一度、つながりの必要性・重要性を再認識したうえで地域住民の交流の場をつくり、共に支え支えられの関係づくりの機会をつくる。また、交流することで地域福祉活動の活発化を図ります。

#### (2) 困った時に助けて言える地域づくり

##### 【ボランティア活動普及と推進】

ボランティアセンターを核とし、ボランティアの登録者を増員するとともにボランティアの養成や支える側支えられる側をつなげる仕組みを創ります。また、町内各種ボランティア個人・団体への活動支援を行います。

ボランティアセンターに登録しなくとも、地域福祉活動者の発掘に努めるとともに関係づくりを行うために「なごみサポーター」制も導入し、関係人口を増やしていきます。

##### 【共生型施設なごみ】

ふれあいの居場所づくり、地域活性化、情報交換、交流の場となるように努める。なごみを拠点として、なごみサポーターの活動も企画していく。

##### 【地域交流サロン】

お互いのことを気に掛け合い、笑顔で安心して暮らしていくために、歩いて通える場所に地域住民主体の「仲間づくりの場」、「気軽に集える場」として、「社会的孤立」や「引きこもり」や「高齢者の見守りの場」として、サロンの設立・運営・指導・活動支援を行う。

#### (3) 自分らしく暮らせるための地域づくり

##### ・相談窓口の充実

分野を問わず、「困りごと」を受け止める相談支援の体制整備を図る。

##### ・権利擁護の推進と生活困窮者への対応

##### 【権利擁護の推進と生活困窮者への支援】

権利擁護事業の推進と、生活困窮者への支援は専門相談機関との連携を図り支援を行う。また生活困窮者への支援として「生活福祉資金貸付事業」、「生活応急資金貸付事業」、「無銭旅行者援護事業」、「歳末見舞金配分事業」など既存事業はもとより、国・都道府県の事業などを含め、貸付・支援をしながら自立支援に努める。

##### 【安心・安全の環境づくり】

芽室町や道社協と連携し、安全で安心して暮らしていける環境づくりに努め、緊急時・災害時の支援体制づくりを目指すとともに、災害ボランティアセンター運営マニュアル作成などを行います。

##### 【高齢者・障がい者への支援】

支援を必要とする高齢者・障がい者に対し、外出支援、移動支援や除雪サービスなど

を行う。

- 生活支援体制整備事業

【高齢者への包括的な支援体制づくり】

生活支援コーディネーターを配置し、アウトリーチを強化し、高齢者の生活上の不便や生きがい等を把握し、社協の事業、地域社会資源につなげるなど、課題解決に努める。また、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、特に少子高齢化に伴い、支えられたり支えたり地域共生社会の実現（包括的な支援体制づくり）を目指します。

【ちょっとサポート事業】

高齢者の暮らしの中でちょっとした困りごとを「できる人が、できる時に、できる範囲で」助け合う事業の登録者・サポーターの増員を図り、高齢者のニーズを把握し、助け合いの輪を広げていきます。

- 介護保険サービスの質の確保と提供

利用者ファーストに努め、誰もが住み慣れた町で安心して住み続けられるよう、思いやりのある介護サービスに努めて参ります。

(4) 地域住民に必要とされる社協づくり

- 社協組織体制の強化
- 行政、関係機関等の連携強化
- 健全な財務運営と地域福祉活動を推進するための財源確保
- 役職員の資質向上と働きやすい環境づくり
- 人材確保

【組織】

「地域共生社会」の実現に向けて社協内部での包括的な支援体制づくり（重層的支援体制整備）を図るために「個別支援」・「地域支援」の両輪で地域福祉活動支援を行うために組織整備をし、事業展開できるように努めます。

前年度に「介護事業課」を新設し、介護事業の経営強化と質の高い介護サービスを提供できるよう統括整理を引き続き行い、社協における地域に根ざした介護サービスを展開できるよう組織強化を図る。

【財源確保】

地域福祉活動を推進するための財源確保をするために、社協会費、募金のあり方について検討する。

【相談支援体制の強化】

「困ったときは社協へ」をキャッチフレーズのもと、包括的な相談支援体制を組織として対応できるように構築する。

【職員の育成及びスキルアップ・働きやすい環境づくり】

職員の資質向上のため、Zoom研修・集合研修を取り入れ、接遇、メンタルヘルス、管理者研修など、さらに施設、介護事業などに必要な資格取得の支援を行う。

個人面談実施時に働きやすい環境づくりについても意見聴取し、環境整備に努める。

#### 【人材確保】

人材確保のために、魅力あるやりがいのある職場であることを積極的に発信していく。

### 3. 主要事業実施計画

#### (1) 地域福祉事業

##### ①福祉活動事業

- ・地域交流サロンの支援
- ・老人クラブ交歓会の開催（主管：芽室町老人クラブ連合会）
- ・ふれあい広場の開催
- ・ふれあい交流会の開催
- ・広報啓発活動（社協だよりの発行 毎月1回、ホームページの運用）
- ・歳末見舞金配分事業
- ・有無縁仏供養法要の実施（芽室霊園、芽室仏教会の協力）
- ・物品貸出し事業（車いす、ポップコーン・綿あめ機、大型カルタなど）
- ・除雪サービス事業【受託事業】
- ・生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター事業【受託事業】

##### ②助成事業

- ・地域福祉活動（団体等活動・たすけあい活動）助成事業
- ・地域福祉基金助成事業

##### ③相談援助事業

- ・成年後見支援センター事業【受託事業】
- ・日常生活自立支援事業【受託事業】
- ・心配ごと相談所の開設（毎月第2・第4水曜日、毎回相談員2名が対応）
- ・無銭旅行者援護事業
- ・生活福祉資金貸付事業（道社協制度資金の周知及び申請対応）
- ・生活応急資金貸付事業（町と共同）

##### ④ボランティア事業

- ・ボランティア相談、登録斡旋
- ・広報啓発活動（ボランティアセンターだよりの発行 毎月1回）
- ・ボランティア研修会等の開催
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・介護予防ポイント推進事業【受託事業】

⑤共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営

(2) 介護事業

①訪問介護事業

- ・訪問介護
- ・芽室町介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問介護）
- ・障がい者居宅介護事業
- ・移動支援事業【受託事業】
- ・福祉有償運送事業
- ・自費サービス事業

②居宅介護支援事業

- ・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）
- ・介護予防支援事業（ケアプラン作成）【受託事業】
- ・要介護認定訪問調査事業【受託事業】

③小規模多機能型居宅介護事業（施設名：ふたば）

(3) その他の事業

- ①第三者委員の継続設置
- ②芽室町老人クラブ連合会事務局の運営
- ③共同募金運動及び歳末たすけあい運動への協力